

特定個人情報保護評価指針の見直しの方向性について

1. 特定個人情報保護指針の再検討について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第2項において「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」とされている。平成26年4月20日に適用された特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）は平成29年4月で3年が経過したことから、指針の再検討を行う。

2. 主な論点（案）

(1) 基礎項目評価書記載事項

現行の基礎項目評価書の様式は、評価の対象となる事務の概要など形式的な項目のみを記載する様式となっている。

今年度、定期報告として地方公共団体に当該事務のリスク対策について報告を求めたところであるが、当該事務の対象となる人数の少ない地方公共団体等であっても、リスク及びその対策の認識を深めてもらう観点から、最低限のリスク対策に関する措置状況等を確認するための記載欄を基礎項目評価書の様式に設ける。

(2) 負担軽減を図る事項

① 評価の実施時期の見直し

現行の指針においては、評価の実施時期について、「要件定義終了まで」とされている。

評価実施機関における詳細なリスク対策の検討は、システムの設計段階で具体的になることから、要件定義終了までに評価を実施することが困難となっており、委員会が承認する評価書のほとんどについて、委員会は評価の実施時期変更の協議を依頼され、これを了承してきたところである。

評価実施機関及び委員会の事務負担の軽減の観点から、評価の実施時期について、「プログラミング開始前」に見直す。

② 「担当部署」における「所属長」欄への所属長氏名の記載廃止

現行の基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項目評価書の様式においては、評価を実施する担当部署の「所属長」の氏名の記載を求めている。

このため、人事異動の度に評価書を修正しなければならないが、事務負担の軽減の観点から、「所属長」の氏名の記載を省略し、役職名のみの記載とする。

3. スケジュール（案）

平成 30 年 1 月	委員会審議（見直しの方向性）
平成 30 年 2 月	委員会審議（規則及び指針の改正案）
平成 30 年 2 月～3 月	パブリックコメント
平成 30 年 3 月～4 月	委員会審議（規則及び指針の改正案の決定）
平成 30 年 4 月～5 月	新指針の公表 負担軽減を図る事項の適用開始
平成 30 年 4 月頃～平成 31 年春	地方公共団体等への周知 システム改修
平成 31 年春	基礎項目評価書新様式の適用開始

評価実施機関ヒアリングにおける主な意見

【基礎項目評価におけるリスク対策】

- ・ 基礎項目評価を実施する際のリスク対策は、制度趣旨を鑑みると評価書への記載は必要。

【保護評価の実施時期】

- ・ 要件定義期間が短縮化傾向にあり、要件定義終了前の評価実施が難しくなりつつあるので、評価実施時期を遅らせてほしい。

【評価実施機関の所属長名の記載】

- ・ 評価実施機関の所属長の氏名の記載が求められているが、人事異動の度に修正を要し負担となる。ただし、責任の所在を明らかにする意味で所属長の肩書は記載した方が良い。

【指針の解説（記載要領）の充実】

- ・ 記載要領をより分かりやすくしてほしい。

《参考：ヒアリング対象》

独立行政法人（1 団体）、地方公共団体（10 団体）